

# 奈良県公報

## 目次

ページ

規 則	一
○奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	一
○奈良県立自然公園条例第十條第三三六項第六号の規定に基づく許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物	一

## 規 則

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

奈良県知事 柿 本 善 也

### 奈良県規則第四号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第一章 総則（第一条）	
第二章 公園事業（第二条―第十一条）	
第三章 保護及び利用（第十二条―第二十条）	
第四章 雑則（第二十一条）	

### 第一章 総則

第六条の見出し中「身分証明書」を「証明書」に改め、同条中「第九条第三項、第十条第三項及び第十一条第四項」を「第十四条第三項、第十五条第三項及び第十六条第四項」に、「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第二十一条とする。

第五条中「第七条第七項第一号」を「第十二条第七項第二号」に改め、同条第一号中「第二条第一号」を「第十六条第一号」に、「第二十九号まで、第三十一号又は第三十二号」を「第三十号まで、第四十五号又は第四十六号」に改め、同条第二号中「第四十七号第四号」を「第四十七号第二号」に、「丙種特殊索道」を「特殊索道のうち滑走式のもの」に改め、同条第十三号中「第四条」を「前条」に、「超えない」を「超える」に、「除く。」を「含む。」以外の工作物の新築、改築又は増築」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第二十条 条例第十條第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第十二條第一項の規定による届出を完了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十三條第二項及び第三項又は第十七條第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は図書（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十條第三項の規定による許可の申請又は同条第五項若しくは第七項若しくは条例第十二條第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

### 第四章 雑則

第四条中「第七条第一項第一号」を「第十二條第一項第一号」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条を第十八條とする。

第三条の見出し中「特別地域内及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

条例第十二條第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び第三項に規定する事項を記載した届出書（第三号様式）を提出して行うものとする。

第三条第二項中「第七条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、第十七条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。  
第三条を第十七条とする。

第二条第一項中「第五条第七項」を「第十条第八項第二号」に、「知事が」を「規則で」に改め、「の各号」を削り、同条第六号中「第五条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第七号中「河川管理施設」の下に「(樹林帯を除く。)」を加え、同条第四十七号を第七十五号とし、第四十三号から第四十六号までを二十八号ずつ繰り下げ、同条第四十二号中「水路業務」を削り、同号を同条第七十号とし、同条第四十一号を削り、第四十号を第六十九号とし、第三十三号から第三十九号までを二十九号ずつ繰り下げ、第三十二号を第四十六号とし、同号の次に次の十五号を加える。

四十七 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

四十八 森林の保護管理のために立ち入ること。

四十九 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

五十 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

五十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

五十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

五十三 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

五十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的

とする調査のために立ち入ること。

五十五 文化財保護法第六十九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

五十六 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

五十七 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること。

五十八 条例第十条第三項第十二号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

五十九 条例第十条第三項第十二号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは同項各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

六十 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

六十一 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

第二条第三十一号中「建設大臣の認可を受けた」を「国土交通大臣に協議し、その同意を得た」に改め、同号を同条第四十五号とし、同条第三十号中「第五条第三項第七号」を「第十条第三項第八号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同号の次に次の五号を加える。

四十 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

四十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

四十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

四十三 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵

を採取すること。

四十四 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第二条第二十九号を同条第三十号とし、同号の次に次の八号を加える。

三十一 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で、明らかに風致の維持に支障のないもの。

三十三 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

三十四 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

三十五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十七 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第二条中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

第二条を第十六条とする。

第一条の見出し中「許可申請」を「許可申請書」に改め、同条第一項中「奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号。以下「条例」という。）第五条第三項」を「条例第十条第三項」に、「特別地域内行為許可申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて正副二部を」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、」に改め、同項各号を次のように改める。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに

代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 着手及び完了の予定日

八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

同条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然

色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構

造図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図

面

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつて道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びにその特質

二 当該行為により得られる自然的及び社会経済的効用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合

にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

第一条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(特別地域内の行為の許可基準)

第十四条 条例第十条第三項第一号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第四項の規則で定める基準(以下「許可基準」という。)は、次のいずれにも該当するものであることとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。

二 次に掲げる地域(以下「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。

ア 第一種特別地域

イ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第六十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第七十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「

史跡名勝天然記念物の指定等」という。))がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの

(1) 湿原等植生の復元が困難な地域

(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

(3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域

(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 条例第十条第三項第一号に掲げる行為(申請に係る自然公園の区域内において自然公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和五十年四月一日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同条第三項の規定による許可の申請をした分譲地等(第四項に規定する分譲地等をいう。))内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築の規定の適用を受けるものを除く。)に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。))が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 保存緑地（第九項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。

二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル（その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が千平方メートル以上であること。

五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。

六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。

八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。

九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該自然公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。

5 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第五項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、

この限りでない。

一 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が二千平方メートル以下であること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

6 条例第十條第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲

る地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

7 条例第十條第三項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 第一項第二号イ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内で行われるものでないこと。
- ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてイ及びウ並びに次号イからオまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- ア 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。
- イ 当該車道が次のいずれかに該当すること。
  - (1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
  - (2) 地域住民の日常生活の用に供される車道
  - (3) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
  - (4) 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
- (5) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
- ウ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。
- 二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ウの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 前号イの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

イ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ウ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつていゝものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

エ 線形を地形に順応させること又は橋りよう、棧道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

オ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

8 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第一号ウ及び第二号イからオまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものではないこととする。

9 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第七項第一号ウ及び第二号イからオまでの規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 第一種特別地域等又は自然草地等内に行われるものでないこと。

二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内に行われるものでないこと。

三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上とされていること。

四 前号に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。

五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の

全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。

六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものではないこと。

七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

ア 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。

イ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第十条第三項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。

九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。

10 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。

三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。

四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。

七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。

八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。

九 支障木の伐採が僅少であること。

十 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

11 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあつては、この限りでない。

二 野生動物植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築

イ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）

ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

二 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

13 条例第十条第三項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

エ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

オ 前項第一号ア又はイに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

14 条例第十条第三項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 単木択伐法によるものであること。

イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。

ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。

(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。



(3) 公園事業に係る施設（第二条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。以下「公園施設等」という。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。イ 皆伐法によるものにあつては、ア(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 一 伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が公園施設等その他の主要な自然公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。

(3) 公園施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

三 第三種特別地域内において行われるものであること。

四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

15 条例第十条第三項第三号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）

は、坑口又は掘削口が第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。

二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。

三 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

16 条例第十条第三項第三号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 条例第十条第三項の規定による許可を受け、又は同条第六項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者が当該露天掘りによる鉱物の掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持の

ために行うもの（第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。

イ 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

ウ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。

エ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

二 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号アの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。

三 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第一号、第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。

四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号アの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。

イ 平成十二年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な公園施設等の周辺で行われるものでないこと。

17 条例第十条第三項第四号に掲げる行為に係る許可基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

二 水位の変動についての計画が明らかなるものであること。

三 次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の

指定等されているものの風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十条第三項の規定による許可を受け、又は同条第六項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。

ア 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

イ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

ウ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等

18 条例第十条第三項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つてゐる場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。

イ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。

ウ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つてゐる場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。

イ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。

ウ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方

メートル以下であること。

エ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。

オ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下であること。

イ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。

ウ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。

イ 商品名の表示がないものであること。

ウ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。

五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。

19 条例第十条第三項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに

掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

四 自然的及び社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が、必要最小限と認められるものであること。

五 集積し、又は貯蔵する物が、樹木その他の遮へい物により公園施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

六 集積し、又は貯蔵する高さが、十メートルを超えないものであること。

七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、敷地境界線から五メートル以上離れていること。

九 集積し、又は貯蔵する物が、崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。

十 支障木の伐採が、僅少であること。

十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

20 条例第十条第三項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

ア 第一種特別地域又はこれの地先水面  
イ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるもの

(1) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面

(2) 優れた風致若しくは景観を有する自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。  
ア 学術研究その他公益上必要と認められること。  
イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。  
ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。

エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。  
三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号エに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。

四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。  
21 条例第十条第三項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。

二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。

三 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。）。

四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。

五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。

六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。

八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

22 条例第十条第三項第九号及び第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 採取し、若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動物の保存に資する場合は、この限りでない。

23 条例第十条第三項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

24 条例第十条第三項第十二号及び第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

25 その自然的及び社会経済的条件から判断して前各項に規定する許可基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内において行われる条例第十条第三項各号に掲げる行為については、知事は、それぞれ当該許可基準の特例を定めることができる。

26 条例第十条第三項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定するもののほか、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 申請に係る地域の自然的及び社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。

二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。

三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかなる行為について条例第十条第三項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

第十五条 条例第十条第五項から第七項までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書(第二号様式)を提出して行うものとする。

一 行為者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為の施行方法

六 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届出書には、第十三条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十条第六項の規定による届出にあつては、第十三条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りるものとする。

第一章の章名の次に次の一条、一章、章名及び一条を加える。

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県立自然公園条例(昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号。以下「条例」という。)第十七条の規定により、条例の施行に必要事項を定めるものとする。

第二章 公園事業

(公園事業となる施設の種類の種類)

第二条 条例第二条第三号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舍及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として自然公園の区域内において路線を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

(公園事業の執行認可の申請)

第三条 条例第七条第三項の規定により、公園事業の執行の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする者は、第五号及び第六号に掲げる事項を記載することを要しない。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 公園事業の種類
- 三 施設の位置
- 四 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

(公園事業の執行に必要となる書類)

第五条 施設の管理又は経営の方法の概要

六 事業資金の総額及びその調達方法

七 自然公園の利用のための施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

八 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

九 前項に規定する申請書には、次の書類及び図面を添えなければならない。ただし、運輸施設にあつては、第五号、第六号及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

四 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

五 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初年度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類

六 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

七 法人にあつては、定款、寄附行為、規約その他これに類する書類及び登記簿の謄本

八 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄附行為、規約その他これに類する書類

九 法人格のない組合（以下「組合」という。）にあつては、組合契約書の写し

十 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

十一 当該公園事業の執行に当たつて必要となる資金を調達することができることを証する書類

十二 当該公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収

用又は使用を必要とする理由書  
(施設の供用開始)

**第四条** 自然公園の利用のための施設に関する公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 知事は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。  
3 前項の規定による期日の延期の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することによつて行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 申請に係る施設

四 延期の期日

五 延期を必要とする理由

(管理又は経営方法の届出)

**第五条** 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法のうち重要なものとして次に定めるものを変更したときも、同様とする。

一 施設の管理又は経営を委託する場合は、受託者の住所及び氏名（受託者が法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 施設の供用期間が通年でない場合にあつては、供用期間

三 施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

四 前三号に掲げるもののほか、適切な公園事業の執行を確保するため特に届出を要するもの

(施設の変更等の承認)

**第六条** 条例第七条第三項の規定により公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第三条第一項第三号から第五号まで（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽易な事項その他の事項であつて、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。

一 建築物の内部の構造の変更であつて、軽易なもの  
二 変更に係る行為が、第十九条各号に掲げる行為に該当するもの

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 変更の内容

四 変更を必要とする理由

3 変更しようとする事項が、施設の位置又は施設の規模及び構造に係るときは、前項の申請書に変更の内容に係る第三条第二項各号に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

4 第四条の規定は、第一項の承認を受けた者について準用する。

(事業の休止及び廃止)

**第七条** 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 休止し、又は廃止しようとする公園事業の範囲

四 休止の予定期間又は廃止の予定期日

五 休止又は廃止を必要とする理由

(地位の承継)

**第八条** 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業者たる事業の譲渡につき他の法令又は他の条例の規定により行政庁の認可その他の処分を受けたときは、譲渡により承継することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該当事者が連署した申請書を知事に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 公園事業の種類

三 譲渡に係る公園事業の範囲

四 譲渡価格

五 譲渡の予定期日

六 譲渡を必要とする理由

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

一 譲渡に関する契約書の写し

二 譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為、規約その他これに類する書類及び登記簿の謄本又は組合契約書の写し

三 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為、規約その他これに類する書類

4 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、当該公園事業者である法人の分割（当該公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

（条件）

第九条 知事は、条例第七条第三項の規定による認可又は第六条第一項、第七条第一項及び前条第一項の規定による承認には、自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を付することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る許可又は承認については、自然公園の保護上必要な条件に限る。

（届出）

第十条 公園事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を知事に届出なければならぬ。

一 相続、合併又は分割により公園事業者たる地位を承継したとき。

二 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変

更したとき。

三 法人を設立したとき。

四 休止した施設の供用を再開したとき。

五 第七条ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。

六 公園事業者たる地位を譲渡により承継したとき（第八条第一項の規定による知事の承認を受けたときを除く。）。

2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る公園事業の執行に必要な物件の登記簿の謄本その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類

二 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記簿の謄本

三 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記簿の謄本及び当該公園事業の全部が承継されたことを証する書類

四 法人の設立の届出 設立した法人の登記簿の謄本

（市町村の行う公園事業）

第十一条 第三条から第八条まで及び第十条の規定は、条例第七条第二項の規定により市町村が行う公園事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「認可を受けよう」とあるのは「同意を得よう」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」と、同項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「市町村の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「協議書」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」と、第四条第一項中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」と、「認可を受けた」とあるのは「同意を得た」と、同条第三項第一号中「申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）」とあるのは「市町村の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第五条中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路」と、「認可を受けた」とあるのは「同意を得た」と、第六条第一項中「認可を受けた」とあるのは「

同意を得た」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路」と、「の承認を受けなければ」とあるのは「に協議し、その同意を得なければ」と、同条第二項中「申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」とあるのは「市町村の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第七条第一項中「の承認を受けなければ」とあるのは「に届け出なければ」と、同条第二項第一号中「申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」とあるのは「市町村の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」と、第八条第一項中「の承認を受けた」とあるのは「に届け出た」と読み替えるものとする。

第三章 保護及び利用

(特別地域の区分)

第十二条 自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
  - 二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)
  - 三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれがない地域をいう。)
- 第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第一号様式(その1) (第13条関係)

特別地域内工作物の新(改、増)築許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第1号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名)  
 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)

奈良県知事 殿

日	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
敷地面積		
規模		
構造		
主要材料		
外部の仕上げ及び色彩		
方		
法		
関連行為の概要		
施行後の周辺の取扱い		
予定日	着手日	年月日
日	完了日	年月日
備考		



(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記入すること。
- 3 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 4 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「備考」欄には、次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
  - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第1号様式 (その2) (第13条関係)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第2号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）  
 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名） 〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及び付近の状況	林種及び樹種
	林令
	森林面積
	総蓄積 (a)
施行方法	伐採種別
	伐採樹種
	伐採面積
	平均樹令
	平均胸高直径
	伐採材種 (b)
	伐採材種歩合 (b/a) %
関連行為の概要	
伐採跡地の取扱	
予定日	年 月 日
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記入すること。
- 4 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記入すること。
- 5 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画（年次、樹種、施行方法等）等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「備考」欄には次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諸否又はその見込み
  - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 8 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」のかわりに「行為地及びその付近の状況」を記載する。また、「施行方法」については「伐採樹種」「伐採面積」「関連行為の概要」「伐採跡地の取扱」を記載することで足りるものとする。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第1号様式（その3）（第13条関係）

特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書  
 奈良県立自然公園条例第10条第3項第3号の規定により奈良県立 自然公園  
 の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）  
 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び  
 法人名称並びに代表者の氏名（記名押印又は  
 代表者の署名） 〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	鉱物（土石）の種類
	掘採（採取）量
	掘採（採取）設備
	土地の形状を変更する面積
	掘採（採取）後の土地の形状
方	掘採（採取）後の土地の形状
	関連行為の概要
	掘採（採取）跡地の取扱い
予定日	着手完了
備考	

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- 5 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）及び重量（トン）により掘採（採取）量を記入すること。
- 6 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「掘採（採取）跡地の取扱い」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置及び跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「備考」欄には次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
  - (3) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
  - (4) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第1号様式（その4）（第13条関係）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第4号の規定により奈良県立 自然公園の特別地域内における水位（水量）に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）  
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事 殿

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
施行方法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲
	水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等
方法	水位（水量）の増減の内容
予定日	着手
	完了
備考	年 月 日
	年 月 日

(注)

- 1 申請文の「奈良県立 自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。なお、不用の文字は抹消すること。
- 2 「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位（水量）（一定の期間ごとに水位（水量）が異なる場合には、その期間別の水位（水量））を記入すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記入すること。
  - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
  - (3) 過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第1号様式（その5）（第13条関係）

特別地域内広告物の設置等許可申請書

奈良県立自然公園条例第10条第3項第5号の規定により奈良県立自然公園の特別地域内における  
の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事 殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施設	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
方法	色彩	
	表示の内容	
予定日	着手日	年 月 日
	完了日	年 月 日
備考		